R4(2022).4.15

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、鎌倉市が発注する工事に適用する。

Ⅰ．用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）建設工事　土木建築に関する工事をいう。
（２）建設副産物　建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
（３）建設廃棄物　建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
（４）建設資材　土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
（５）建設資材廃棄物　建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
（６）建築物等　建築物その他の工作物をいう。
（７）再資源化　分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
　ア　資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
　イ　燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
（８）建設リサイクル資材　神奈川県県土整備局の「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第７に定める認定対象品の資材をいう。
　認定対象品目は、神奈川県のホームページを参照する。
　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/index.html

Ⅱ．建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

１　元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が１００万円以上の工事（小規模工事等又は調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用｛促進｝計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表１の通りである。

表１　調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂（RC-10）など
	砕石	鉱さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材Ａ（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材Ｂ（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

２　建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

（１）一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

http://www.recycle.jacic.or.jp/

から建設副産物情報交換システムにログインする。

システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。

（２）当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書―建設リサイクルガイドライン様式―」の作成）

（３）工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。

（４）各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。

（５）工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」及び上記（４）で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督員に提出する。

３ データ入力上の留意点

（１）建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山㎥」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め㎥」（表２ 土量の変化率Ｃを考慮）で入力する。

表２ 土量の変化率Ｃ

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土（普通土）	粘性土	高含水比粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.15	1.20	1.25	1.40

（例）

掘削 １００m3

埋戻し ２０m3 （締めm3）・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

２２m3 （地山m3）・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

２０m3／変化率Ｃ（仮に０．９とする）＝２２m3

処分 ７８m3 （地山m3）・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

１００m3－２２m3＝７８m3

（２）建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

・ 表３にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表（以下、「認定一覧表」という。）を参照する。

認定一覧表は、神奈川県のホームページを参照する。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/index.html

表３ 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
土砂（建設汚泥処理土）	再生改良土
	再生流動性埋戻土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※
	再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等）
	再生骨材コンクリート
	再生生コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

・　「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
・　「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
・　「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ　新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には 0 を入力する。

ウ　ＲＣ－１０（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

（３）建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材Ａ・Ｂ、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア　コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「５．中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ　建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材Ａ（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「５．中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ　建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材Ｂ（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「５．中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ　建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「５．中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ　建設発生土を鎌倉市手広受入地に搬出する場合は、「搬出先名称」を「鎌倉市手広受入地」、「搬出先の区分」を「民間」、「搬出先の種類」を「５．工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）」と選択する。

　また、搬出先を鎌倉市手広受入地に指定された工事の場合は、「施工条件の内容」を「１．Ａ指定処分（発注時に指定されたもの）」と選択する。

カ　再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類」を「５．工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）」と選択する。